

近年における刑事事件の再審の手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、再審請求審における証拠の提出命令、再審開始の決定に対する検察官の不服申立て、再審の手続における裁判官の除斥、再審請求審において審理を要するものを選別するための調査手続、審理を要すると判断されたものについての審判手続その他の再審の手続等に関する規定の整備を行う。

第1 概要

1 再審請求審における証拠の提出命令に関する規定の整備

- (1) 審判開始の決定をした裁判所は、一定の要件の下で、検察官に対し、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠の提出を命じなければならないものとする（第445条の2第1項）。
- (2) 再審の請求の手続において謄写された検察官提出証拠の複製等の適正管理及び目的外使用の禁止に関する規定を整備する（第445条の4～第445条の6）。

2 再審開始の決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備

- (1) 再審開始の決定等に対しては、当該決定等が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告等を行うことができるものとする（第450条の2第1項等）。
- (2) 政府は、再審開始の決定等があったときは、遅滞なく、その旨並びに検察官が当該決定等に対する即時抗告等をしたかどうか及び当該即時抗告等をした場合におけるその理由を公表するものとする（第450条の2第3項）。

3 再審の手続における裁判官の除斥に関する規定の整備

通常審・再審請求審に関与した裁判官を、一定の範囲で、後の再審請求審・再審公判から除斥するものとする（第438条の2）。

4 再審請求審における調査手続及び審判手続に関する規定の整備

- (1) 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないものとし、当該裁判所は、調査の結果に基づいて、再審の請求を棄却する決定若しくは再審開始の決定又は審判開始の決定をしなければならないものとする（第444条の2第1項・第2項）。
- (2) 再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができないものとするとともに、再審請求者、弁護人又は検察官は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができるものとする（第445条第1項・第3項）。
- (3) 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するまでに、再審の請求について、再審請求者、弁護人及び検察官の意見を聴かなければならないものとする（第445条の7第1項）。
- (4) 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するには、審理を終結する日を定めなければならないものとする（第445条の7第2項）。
- (5) 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日を定めなければならないものとする（第445条の8第1項）。
- (6) 審判開始の決定があった場合において、再審請求者が死亡したときは、他の再審請求権者は、再審の請求の手続を受け継ぐことができるものとする（第445条の10第1項）。

5 その他

- (1) 再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、一定の範囲で、その再審の請求の手続に要した費用の補償をするものとする（第188条の2第2項等）。
- (2) 再審の請求があった場合に検察官が刑の執行を停止することができる時期が再審の判決が確定するまでであることを明確化するとともに、検察官又は裁判所が死刑の執行を停止したときは拘置を停止することができるものとする（第442条等）。
- (3) 再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間を延長する（第450条の3）。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

第2 主な施行期日

- 1 第1の2及び5(2)(3)は、公布日から20日を経過した日
- 2 第1の5(1)は、公布日から3月以内の政令で定める日
- 3 第1の1、3及び4は、公布日から1年以内の政令で定める日